

広島市立大学教授会規程

平成22年4月1日

規 程 第 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第15条第4項の規定に基づき、学部及び研究所（以下「学部等」という。）の教授会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 学則第15条第2項の規定により、同条第3項第2号から第8号までに掲げる事項（研究所の教授会にあっては、第5号及び第6号に掲げる事項を除く。）の審議については、教授会は、当該学部等の准教授、講師及び助教をその構成員として加えることができる。

(招集)

第3条 教授会は、学部長又は所長（以下「学部長等」という。）が招集する。

2 学部長等は、構成員の3分の1以上の者から請求があるときは、教授会を招集しなければならない。

(議事)

第4条 教授会に議長を置き、学部長等をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 教授会は、構成員（海外渡航中の者、産前・産後の特別休暇中の者、育児休業中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 学則第15条第3項第2号から第8号までに掲げる事項に関する議事は出席構成員の過半数で、同項第1号に掲げる事項に関する議事は出席構成員の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(職務代理)

第5条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、学部の教授会にあっては副学部長が、研究所の教授会にあっては副所長が、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 教授会に、学部等に関する専門の事項を調査し、又は企画するため、委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の運営等に関し必要な事項は、教授会が定める。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の教授会への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定により教授会に出席した構成員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第8条 教授会の議事については、議事録を作成し、議事の経過及び結果並びに出席構成員の氏名を明らかにしておかなければならない。

2 議事録には、議長及び出席構成員1人が署名しなければならない。

(事務)

第9条 教授会に関する事務は、事務局教務・研究支援室において遂行する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。